

広島県公安委員会告示第57号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定を受けた者である株式会社広自センターから次のとおり代表者の変更について届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年8月6日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

1 変更の内容

新代表者 川 端 伸 夫

旧代表者 宇 田 均

2 変更年月日

平成27年7月1日